

徳島県選挙管理委員会告示第一号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年十月十九日から適用する。

令和四年一月十八日

徳島県選挙管理委員会 中 田 丑 五 郎

一の表42の項中「徳島市蔵本町1丁目5番地」を「徳島市蔵本町1丁目5番地1」と改め、同表76の項中「勝浦郡勝浦町棚野字竹国13-2」を「勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地2」と改め、同表77の項中「名西郡石井町石井字石井434」を「名西郡石井町石井字石井434番地1」と改め、同表101の項中「徳島市南庄町4丁目60」を「徳島市南庄町4丁目60-2」と改め、同表117の項中「阿南市桑野町岡元1-1」を「阿南市桑野町岡元5-1」と改め、

二の表53の項中「阿波市吉野町柿原字二条146番地」を「阿波市吉野町柿原字二条146番地1」と改め、